

(株) パソナ 生涯キャリア支援協会  
100年キャリア講座「国家資格キャリアコンサルタント養成講習」利用規約

第1条 (総則)

株式会社パソナ (以下「当社」といいます。) は、当社が提供する「100年キャリア講座 国家資格キャリアコンサルタント養成講習 (厚生労働省認定)」 (以下「本講習」といいます。) の提供条件につき、この規約 (以下「本規約」といいます。) において定めるものとします。

第2条 (申込資格等)

1. 本講習の申込は、受講を希望する本人による申込に限ります。
2. 本講習の受講を希望し第4条所定の方法により当社に本講習の受講を申し込んだ者を「申込者」とし、申込者と当社との間で第4条所定の方法により本講習にかかるサービス提供契約 (以下「本契約」といいます。) が成立するものとし、本契約に基づき本講習を受講する者を「受講者」とします。

第3条 (適用)

申込者は、本規約に同意したうえで次条に定める申込方法で本講習の受講申込をするものとします。

なお、次条に定める申込フォームの送信を行った時点で、申込者は本規約に同意したものとみなします。

第4条 (申込および支払い)

1. 申込者は、当社が本講習に先立って開催する「国家資格キャリアコンサルタント養成講習」個別相談会等に参加した上で、当社が運営する web サイト (<http://100-year-career.net/>) (以下「本サイト」といいます。) より希望する講習を選択し、本サイト内の申込フォームに必要事項を入力の上、当社に送信することにより本講習の受講を申し込むものとします。なお、申込の締切日 (以下「申込締切日」といいます。) は本講習の初回開講日の土日祝日を除く 20 日前までとします。
2. 当社が前項に基づく申込内容を確認 (以下「申込受付」といいます。) 後、本契約成立までの手続きは、次の各号に定めるとおりです。なお、前項に定める申込フォームに必要事項が記載されていない場合、申込受付ができない場合があります。
  - (1) 申込受付の時点で当社から申込者に対し申込受付完了と入金案内の電子メールを送付します。この電子メールは申込受付をしたことをお伝えするメールであり、この時点では本契約は成立していません。
  - (2) 申込者は入金案内メールにしたがい、当社が指定する収納代行サービス業者を介し、本講習の初回開講日の土日祝日を除く 14 日前の 17 時 30 分 (以下「支払期日」といいます。) までにクレジットカード支払、または銀行振込のいずれかの方法により、当社に対し本講習の代金 (以下「受講料」といいます。) を支払うものとします。なお、銀行振込による場合、支払期日が銀行休業日の場合は、その前営業日を支払期日とします。また、受講料の支払に要する費用が発生する場合は申込者の負担とします。
  - (3) 前号に定める受講料の支払い完了を当社にて確認した時点で、当社と申込者との間で本契約が成立し、受講者の受講が確定 (以下「受講確定」といいます。) するものとします。

- (4) 受講確定は本契約成立の先着順で行い、受講確定者が定員に達した時点で締め切ります。
3. 支払期日までに受講料の支払が完了しない場合は、申込取消として取り扱う場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、申込者は、申込締切日までに申込みを撤回することはできますが、申込みの撤回をした時点において他の申込受付を優先します。
  4. 第6条第1号及び第10条第2項の場合を除き、本契約が期間途中で終了した場合は、終了の理由の如何を問わず、当社は受講者に対し受領済みの受講料の返金をいたしません。

#### 第5条 (本講習の提供及び本人確認)

1. 当社は受講者に対し、オンラインにて本講習を提供します。受講者は受講に必要なパソコン等機材や設備(通信事業者またはインターネット・サービス・プロバイダーの設備を含む)を、自己の費用負担と責任で用意するものとします。
2. 受講者は、当社から案内にしたがい、次の各号いずれかの本人確認書類の写しを電子メールへの添付にて当社に送付するものとします。当社は受領した本人確認書類に基づき本講習実施時にオンラインにて本人確認を行います。
  - (1) 公的機関から発行されている顔写真付書類：次のうちいずれか1点の写しを送付
    - ①運転免許証
    - ②パスポート
    - ③マイナンバーカード※表面のみの送付とし、マイナンバーが記載されている裏面は送付しないようご注意ください。
  - (2) その他確認書類：次の①または②の写し、および社員証等の顔写真と氏名が確認できる書類の写しの合計2点を送付
    - ①健康保険被保険者証
    - ②年金手帳

#### 第6条 (受講者による解約)

1. 第4条第2項第3号の本契約成立後、受講者が本契約の解約を希望する場合は、本規約末尾に記載の【お問合せ先】宛に、電子メールにて申し出るものとします。受講者が、電子メールで本契約の解約を申し出た後、当該申し出を承諾する旨の当社からの電子メール(以下「キャンセル完了メール」といいます。)送信時点をもって本契約の解約申し出の受理完了(以下「キャンセル申し出完了」といいます。)とします。なお、本契約成立後の受講者による本契約の解約には、お申し出の電子メール送信日時に基づき、次の各号のキャンセル料が発生しますので、あらかじめご了承ください。
  - (1)初回開講日の土日祝日を除く14日前の17時30分までに解約の申し出がされた場合：キャンセル料なし
  - (2)初回開講日の土日祝日を除く14日前の17時30分以降から本講習最終日までの期間において解約の申し出がされた場合：受講料の100%
2. 前項第1号の場合、当該受講者が第4条第2項第2号で選択した支払方法に応じて、当社は次の各号いずれかの方法により当社が受領済みの受講料の返金手続きを行うものとします。なお、前項第2号の場合には、当社が受領済みの受講料をもって、キャンセル料の支払いに充当します。

#### (1)クレジットカード決済の場合

キャンセル申出完了が入金の当月の場合は、クレジットカード決済の取消処理とし、入金 of 次月以降の場合は、返金（次月以降のクレジットカード決済で精算）処理とします。利用明細へ記載されるタイミングは、ご利用のクレジットカード会社の規定によります。

#### (2)銀行振込の場合

当社所定の送金サービスにより返金いたします。本サイト内の「お申込み履歴（マイページ）」（以下「マイページ」といいます。）にログインし「返金手続き」ボタンから送金サイトにアクセスし、「キャンセル完了メール」に記載された返金処理専用の「ログイン ID」と「パスワード」を入力し、画面案内に従ってキャンセル日から6ヶ月以内に返金手続きを行ってください。キャンセル日から6ヶ月経過後は、受講料の返金はいえませんがあらかじめご了承ください。

### 第7条（修了判定の方法および本講習修了証の発行について）

1. 受講者の修了判定は、次の各号に定める基準によって行うものとします。
  - (1)本講習のうち通信形式により実施する74時間の講習について、すべてを受講し、四択式の修了判定テストにおいて60%以上（10問中6問以上正解）の評価を得ること。60%以上の評価に至らなかった場合は、1回に限り同じ設問を用いた再試験を実施する。
  - (2)本講習のうち通学形式により実施する76時間の講習について、8割以上受講すること。
  - (3)本講習のうち通学形式により実施する76時間の講習の最後に実施する習得度確認試験において、60%以上の評価を獲得すること。60%以上の評価に至らなかった場合は、1回に限り再試験を実施する。評価は別に定めるループリック式により①課題に対する記述、②論理的構成、③文章の表現、の観点から行う。
2. 当社は、前項各号の基準を満たした受講者に対して、当該受講者のマイページにて「生涯キャリア支援協会キャリアコンサルタント養成講習 修了証」（以下「修了証」といいます。）を交付するものとします。修了証は、マイページからいつでもダウンロード可能です。

### 第8条（欠席による補講について）

1. 受講者がやむを得ない事情により所定の開講日に本講習を受講できない場合、当該開講日の当日開講時刻までに末尾に記載する【申込・お問い合わせ先メールアドレス】宛に電子メールを送信する方法により欠席連絡をするものとします。
2. 当社は、受講者から欠席連絡を受けた場合、当該欠席回について別日程での補講を提供するものとします。ただし、欠席による補講の対応は本講習全体を通して2回までとします。
3. 欠席日数が3回を超えた場合は養成講習の修了要件を満たさなくなりますが、この場合であっても当社は受講者に対し受領済みの受講料の返金をいたしません。なお、修了要件を満たさなくなっても、受講者が希望する場合は、本講習の受講を継続することができるものとします。

### 第9条（最小催行人数（3名）に満たない場合の本講習の開催中止）

1. 受講者及び申込者の総数が本講習の初回開講日の1か月前までに3名に満たない場合、当社は当社の判断により本講習の開催中止の決定をすることができるものとし、開催中止する場合は、すみやかにその旨を受講

者及び申込者に通知するものとします。なお、開催中止の通知をした日を本条において以下「開催中止通知日」といいますが、システムの仕様上、メールの件名は「キャンセル完了メール」になりますのでご注意ください。

2. 前項の場合、当社は、受講者に対し、当該受講者が第4条第2項第2号で選択した支払方法に応じて、次の各号の方法により当社が受領済みの受講料の返金手続きを行うものとします。

(1) クレジットカード決済の場合

開催中止通知日が入金の場合の場合は取消処理とし、入金の次月以降の場合は、返金（次月以降のクレジットカード決済の相殺）処理とします。利用明細へ記載されるタイミングは、ご利用のクレジットカード会社の規定によります。

(2) 銀行振込の場合

当社所定の送金サービスを介して返金いたします。本サイト内のマイページにログインし「返金手続き」ボタンから送金サイトにアクセスし、「キャンセル完了メール」に記載された返金処理専用の「ログインID」と「パスワード」を入力し、画面案内に従って開催中止通知日から6ヶ月以内に返金手続きを行ってください。開催中止通知日から6ヶ月経過後は、受講料の返金はいえませんがあらかじめご了承ください。

第10条（不可抗力による本講習の開催中止等）

1. 地震、洪水、火災等の天災地変の発生、原発事故・戦争・暴動等の勃発あるいはこれらに準じる事態が生じ本講習が実施できない場合には、本契約は当然に終了するものとし、これにより受講者に生じた損害について当社は責任を負わないものとします。
2. 当社の経営上の事由により本講習の運営が困難と当社が判断した場合、当社は受講者に解除日の7日前までに通知することにより本講習の開催を中止し、本契約を解除できるものとします。なお、この場合の受講料の取扱いについては、前条第2項に準じるものとします。

第11条（講習の受講に関する禁止事項）

受講者は、本講習の受講にあたり、以下に定める各禁止事項に該当する行為を行ってはなりません。本条の禁止事項に該当する行為を受講者が行った場合、当社は当社の判断で受講者に対しオンラインシステム上からの退去を求め、また以後の受講権利をはく奪することができるものとします。なお、受講者が以後の受講権利をはく奪された場合であっても、当社は受講者に対し、すでに受領している受講料の返金をしないものとします。

- (1) 講師、他の受講者または当社従業員に対する、権利を侵害する行為、経済的・社会的・精神的損害を与える行為、脅迫的な行為、恫喝・威嚇的な言動を伴う行為、プライバシーを侵害する行為、誹謗中傷する行為、およびハラスメント行為
- (2) 飲酒または酒気を帯びた状態での受講
- (3) 本講習の実施・受講の妨げになる環境での受講（ながら受講、本講習と無関係の人物等が映り込む環境や騒音・話声・ペットの鳴き声等がする環境での受講も含まれます。）
- (4) 第三者に当社が提供した情報を開示する行為
- (5) 本講習の内容の録音、録画、ライブ配信、SNS等へのアップロード
- (6) 当社サービス（講習内容や教材含む）、従業員、講師、他の受講者の名誉信用、肖像権、プライバシー、財

産権その他の権利又は利益を侵害する行為

(7)携帯電話等の通信機器の使用

(8)本講習の講師の指示に従わない等の行為

(9)当社の名誉・信頼を失墜する行為

#### 第 12 条 (本講習の受講に関する留意事項)

1. 受講者は、当社が受講者に対し、当社の定める一部の講習を除き、本講習で使用するテキストの事前提供を行わないことをあらかじめ了承のうえ本講習を受講するものとします。
2. 受講者が、遅刻や早退（中抜け含む）等により 1 講習あたり 15 分以上受講していない場合には、当該講習を欠席したものとみなします。
3. 受講者は、講習時間中を通じて、カメラをオンの状態にしたうえで、グループワークなどに常に参加できる状態で受講していただきます。カメラがオフとなっている時間や受講者の姿が確認できない時間が生じ、当該時間の合計が 1 講習あたり 15 分以上となった場合、当該講習を欠席したものとみなします。また、やむを得ない事情によりカメラオフや、グループワーク等に参加できない時間が生じる場合には、15 分未満であっても、受講者は事前に当社に連絡を入れ、承諾を得るものとします。
4. 本講習開講中、本講習の受講に必要な受講者側の装置、設備（通信事業者またはインターネット・サービス・プロバイダーの設備を含む）に不具合が生じ、本講習の全部又は一部が受講できないとしても、当社は補講には応じないものとします。

#### 第 13 条 (著作権等)

1. 本講習において使用するテキスト、配布資料、および本講習の講義内容（以下、総称して「本テキスト等」といいます。）にかかる著作権はすべて当社に帰属します。
2. 当社は、受講者に対し本テキスト等を自らの学習の目的でのみ使用することを許諾し、他の目的での使用を許諾するものではないことを受講者はあらかじめ確認するものとします。
3. 受講者は、本テキスト等を複製、転用してはならず、また有償・無償を問わず第三者に提供してはなりません。

#### 第 14 条 (本契約の解除)

受講者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、何らの催告を要することなく、当社は直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1)暴力団構成員・準構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の関係者、その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」といいます。）。
- (2)反社会的勢力でなくなってから 5 年を経過していない者。
- (3)反社会的勢力と資金提供、利益供与その他の密接な交際をしている者。
- (4)自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、本講習の受講に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、およびその他これらに準ずる行為を行ったこと。

#### 第 15 条 (本講習の中断、停止等)

当社は、次のいずれかの事由が生じた場合、申込者および受講者に事前に通知することなく、本講習の提供を中断、または停止等することができるものとします。ただし、事前に想定できる場合には、本サイトへ掲載、または申込者および受講者の指定したメールアドレスにメールする等の方法により通知するよう努めるものとします。

- (1) 本講習の提供に必要な装置、設備（通信事業者またはインターネット・サービス・プロバイダーの設備を含む）等に障害が発生した場合
- (2) 火災、停電、自然災害等天災、その他の非常事態の発生等により、本講習の提供が困難であると当社が判断した場合
- (3) 運用上または技術上の理由により、当社が本講習の一時的な中断を必要と判断した場合
- (4) その他本講習を提供できない合理的事由が生じた場合

#### 第 16 条 (保証および責任)

1. 当社は、本講習の内容および受講後の結果について、本規約で明示の保証を行っているもの以外は一切の保証を行わないものとします。
2. 当社は、契約責任、不法行為責任その他法律上の請求理由を問わず、当社が本講習の提供に関して受講者に損害を与えた場合には、通常かつ直接の損害に限り受講者が被った損害を賠償するものとします。その場合の損害賠償額は、当社の故意または過失による場合を除き、当該損害発生の原因となった本講習の受講料として当社が受領した金額相当額を上限とします。
3. 本規約に関する訴訟は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 17 条 (通知の方法)

当社から申込者および受講者に対する通知の方法は、本規約に別段の定めがある場合を除き、申込者および受講者の指定したメールアドレス宛に電子メールを送信する方法によるものとします。

#### 第 18 条 (規約内容の変更)

1. 当社は、次の各号に該当する場合、当社の裁量により、本規約を変更することができるものとします。
  - (1) 本規約の変更が受講者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本規約の変更が、本講習の受講という受講者の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の 1 カ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を、本サイトに掲示することにより通知します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に受講者が本講習を引き続き受講したときは、受講者は変更後の本規約に同意したものとみなします。

#### 第 19 条 (適用期日)

本規約は、2024 年 10 月 10 日より適用されるものとします。

【お問い合わせ先】

(株) パソナ 生涯キャリア支援協会

〒100-6514 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号 新丸の内ビルディング 14 階

[100career@pasona.co.jp](mailto:100career@pasona.co.jp)

※本サイト内の「お問い合わせ」より、お問い合わせください。